

現状

○砂浜保全地区

羽衣の松付近では、2000年のL型突堤設置以降、海岸線が安定し広い砂浜が維持され、令和6年に海岸保全施設に指定された。海岸特有の黒礫（安倍川上流の黒色頁岩に由来）に海浜植物群落が生育することについて、白砂ではなく草が生えていて汚くて残念だ、という声もある。砂岩や泥岩に石英の白い線が入ったはちまき石や一文字石が多く、古くから縁起物とされている。定期的な清掃活動は行われていないが、比較的ゴミの少ないエリアである。

八木地先付近では侵食対策として定期的に養浜を行っているが、高潮の際に松原付近まで波が及び土壤が削り取られ、倒木や塩害枯れの被害がある。この部分の侵食により、海、砂浜、松原、富士山の風景が見られるようになり、三保松原を代表するものとして愛されている。

希少種のハマネナシカズラや自然公園指定種のハマボウフウをはじめ、ハマゴウ、ハマヒルガオ、コウボウムギ、ケカモノハシ等の海浜植物の群落が生育しているが、北から特定外来生物ナルトサワギク、南から国内外来種クズが侵入し拡大している。

○松原保全地区

【羽衣の松周辺の現状】

海岸に向かってゆるやかに傾斜する砂丘のうち、羽衣の松周辺約8,000m²では戦時中にも伐採されずに残った推定樹齢200～300年のクロマツ老齢大木が約30本生育する。樹齢の若い個体は、海側の前線部にほとんど無く、林内に数本の自然更新した10年生前後の実生が生育している。樹皮にヒトツバやノキシノブ等の着生植物のある個体が多い。樹皮に鳥類の開けた穴が複数ある個体もある。生立木ながらシロアリの食害を受けている個体もあり、樹皮表面で蟻道やシロアリが確認されている。マツオウジやカイメンタケといった菌類による腐朽を受けている個体もあり、まれに、幹から子実体が形成されているのが確認できる。腐朽、食害による倒伏を防ぐため、平成30年（2018年）以降、定期的な樹木診断を行っている。

平成25年（2013年）頃から、羽衣の松をはじめとした老木の樹勢衰退が指摘されるようになり、平成27年（2016年）度以降、樹勢回復を目的とした様々な事業が実施している。平成27年度から、シンクイムシによる初夏の新芽の食害及びハダニによる葉の吸汁を防ぐための薬剤散布を4月に、令和元年度からはさらに葉ふり病対策のための薬剤散布を6～9月の4回実施しており、5、6月の2回のマツ材線虫病防除のための無人航空機を用いた上空からの予防薬剤散布とあわせて、計7日間立ち入りできない日が生じている。なお、平成26年（2014年）～令和5年（2023年）の10年間で、マツ材線虫病による松枯れは生じていない。松原内の土中で生育する昆虫のうち、コガネムシの仲間の幼虫がマツの根を食害する可能性が指摘されたことから、成虫が集まるのを防ぐために、平成27年（2015年）に園内の水銀照明のLED化を実施した。平成28年（2016年）に静岡県内で初めてマツヘリカメムシが確認された。

江戸時代の記録では、チガヤ、ススキが生い茂り、ショウロが多くハマウツボもある、と記載されていた。大正～昭和初期の絵葉書では、近隣住民による松葉かきが行われ下層植生がほとんど無い状態が確認できる。戦後、砂の流出でマツの根が上がることへの懸念から山土や砂浜の砂の搬入が繰り返されていたという。平成29年（2017年）以降は、土壌調査や測量調査を実施しながら、地面の変更を伴わない土壌ほぐしを行っている。調査

の結果、人の通行により砂表面だけでなく深い部分も締め固まること、また、砂の量は人の通行で減少し、砂浜から風が吹き付ける台風で増加する傾向がわかっている。土壌の締め固まりにより通気性、透水性が低下し、マツの根に悪影響を及ぼすと考えられるため、柵で囲んだ立入禁止エリアを平成 10 年（1998 年）以降徐々に広げ、平成 31 年（2019 年）から一方通行の通行制限を開始した。不便で景観が悪いので通行制限以外の手法でマツを踏圧から守ってほしい、という声もある。現在、松原に相応しい土壌環境に多いとされるチチアワタケ、コツブタケ、ニセショウロ、ツチグリなどの菌根菌の子実体が見られる。柵内には松葉や砂が貯まり草が生えやすく、年間通じての草取り、松葉かき業務を、地元企業から障がい者就労継続支援施設に委託している。

昭和 59 年（1984 年）から平成 29 年（2017 年）まではここを会場として「三保羽衣薪能」を開催していたが、舞台や客席の設置によりマツに負荷がかかることが懸念されたため、令和 3 年（2021 年）からみほしるべ前広場に会場を移した。同じく平成 26 年（2014 年）から開催されていたキャンドルナイト「あかりともるよる」も、令和 5 年（2023 年）からみほしるべ前広場に会場を移した。

古くから多くの観光客が行き来する場所で歴史を伝える記念碑も多く設置されている。明治時代以降の絵葉書等では、羽衣の松周辺が見物客で賑わう様子や、多くの茶店があったことが記録されている。昭和 51 年（1976 年）に鉄骨造平家建約 200m²の観光客向けの売店が建築され、軽食や土産物が販売されていたが、景観にふさわしくないこと、排水等のマツへの影響が懸念されたことから、令和 2 年（2020 年）に撤去され、ここでの休憩施設は四阿と水飲み場のみとなった。また、周辺海岸での観光地引網客等によるバーベキューも盛んに実施されていたが、世界遺産登録以降はマツの生育への影響に配慮し行われなくなった。しばしば、過去に埋められたバーベキューの燃え殻が出土する。現在は来訪者がゴミを捨てることはほとんど無いが、ペットの餌や排泄物の放置を指摘する声がある。

散策前にみほしるべを見学していない来訪者や外国人にとって、案内が不足していてわかりにくいという声がある。平成 25～29 年（2013～2017 年）頃は、地元ボランティアによる定点ガイドが行われていたが、現在は定点ガイドが無い。仮設、常設の案内板のほか、音声ガイドを運用している。

【市有林西側の現状】

羽衣の松の西側に続く、第二次世界大戦後に植樹された松原である。植樹後に間伐が行われなかったため垂直に生育し下枝が無く、直径も樹齢の割に細いものが多く、被圧による枯れが見られる。平成初期以降、地元から強い間伐の要望があり、平成 30 年（2018 年）度から試験的に実施しモニタリングを行っている。マツ材線虫病防除の薬剤散布、樹幹注入を実施しているが、まれにマツ材線虫病による枯れがある。高潮で松原前線部が抉られた際には、倒伏や塩害による枯れ被害が多く見られる。

平成？年度以降、年 1 回の下刈を実施している。松林内及び林縁部の異種樹木も、平成 27 年（2015 年）から令和 4 年（2022 年）にかけて 155 本（東側含む）伐採し、現在はマツ以外の高木が無い状態である。堆積松葉による腐植層が生じており、夏季には多くの草が生える。マツカサタケやベニタケの仲間など、腐生菌や土壌が富栄養な環境で見られる菌根菌の子実体が多く、松原に相応しい土壌環境に多い菌根菌の子実体は少ない。三保松原町沿いには、かつて隣接していた住宅敷地から侵入した外来種ハリエンジュが多いほか、特定外来生物に指定されているオオキンケイギク、ナルトサワギクをはじめ、ランタナ、ヒメヒオウギズイセンなどの外来種が多い。一方、自然公園の指定種であるハマユウ

のほか、ハマヒルガオ、ハマゴウ、ハマエンドウ、トベラ、ツルナ、テリハノイバラ、ヒトツバなど海岸特有の植物も多く見られる。

このエリアの散策を目的とした来訪者は少ないが、バス乗降場・臨時駐車場と羽衣の松との間は来訪者の往来が多く、令和2年（2020年）に可動式道案内看板を設置し、令和3年（2021年）には散策マップの配布を開始した。しかし、道がわかりにくい、との声が多くある。令和元年（2019年）以降、年数回の大規模な松葉かきが実施されているが、羽衣の松東側と比べると年間通しての参加者数は少ない（R5.4～12月：西約700名、東約3,200名）。

羽衣海岸線に面しており、松原から道路への越境枝が多く、通行車両や通行人の安全を守るため、枝の剪定を日常的に実施している。道路から松原へのアクセスが容易なことから、不法投棄や地域猫への置き餌も頻繁に見られる。松原内部の人目が少ない場所では、不法な居住が見られることがある。近隣に太平洋岸自転車道が通っているため、林内での自転車走行がまれに見られる。

字八木では令和元年（2019年）度までに公有地化を実施、令和3年（2021年）度に圃場を設置し、三保由来の苗の育成を開始した。

【市有林東側の現状】

羽衣の松西側から国有農地に続く松原である。戦前からのマツが残っていたが、マツ材線虫病により大きな被害を受け、平成26～31年（2014～2019年）にかけて、約2,000本の抵抗性マツ苗を補植した。マツ材線虫病防除のための薬剤散布と樹幹注入を実施しているが、しばしばマツ材線虫病による松枯れが確認されている。平成28年（2016年）から除伐を実施している。エリアを1周する形で遊歩道があり、平成26年（2015年）に修繕を行ったが、令和元年（2019年）頃からひび割れ、砂による埋没で車椅子等では通行できない状態になっている。遊歩道へ伸びる枝が多く、日常的に剪定を行っている。平成28年（2016年）以降、観光トイレで多くのマツヘリカメムシが確認されている。

平成 年度以降、年1回の下刈を実施している。平成27年からの異種樹木伐採により、現在はマツ以外の高木が無い状態である。平成23年（2011年）から週2回のボランティアによる松葉かきと草取りが始まり、遊歩道に囲まれたエリアでは堆積松葉の腐植層がほぼ除去された状態にある。テングタケの仲間など、富栄養な環境で見られる菌根菌の子実体もあるが、松原に相応しい土壌環境に多いとされるコツブタケ、ニセショウロ、ツチグリなどの菌根菌の子実体も見られる。斜面や遊歩道側溝では特定外来生物に指定されているオオキンケイギク、ナルトサワギクのほか、ワルナスビ、ランタナ、アレチヌスビトハギ、セイタカアワダチソウなどの外来種が多く見られる。一方、ハマヒルガオ、ハマエンドウ、トベラ、テリハノイバラ、カワラナデシコなど海岸特有の植物も多く見られる。

鎌ヶ崎付近は名勝指定当時に三保松原から富士山を望む代表的な眺望点とされていたため、「名勝鎌ヶ崎」の石碑が設置されている。石碑の近くには恵比寿神社があり、地引網等の漁業従事者が毎年2月に神事を行っている。舗装された遊歩道を利用して羽衣の松付近から鎌ヶ崎まで散策する来訪者が多い。令和2年（2020年）に可動式道案内看板を設置し、令和3年（2021年）には散策マップの配布を開始した。鎌ヶ崎の観光トイレは平成28年（2016年）に改修し、多目的トイレも新設したが、利用マナーの悪さが報告されることもある。来訪者がゴミを捨てることはほとんど無いと考えられるが、ペットの餌や排泄物の放置を指摘する声がある。

複数のボランティア団体による松葉かきと草取りが定期的に行われている（R5.4～12月約3,200名）。ボランティア活動に用いる道具は、みほしるべのほか、鎌ヶ崎の自治会（名勝保存会）倉庫が活用されている。平成30年（2018年）以降、保全活動で回収した松葉を活用するスキームが作られ、松葉を活用した複数の商品が生まれている。

松原に密接して住宅地があり、住宅屋根への松葉の堆積や落枝が報告されている。住宅地に向かったの砂の流出が多く、道路では定期的な砂の除去が行われている。

課題

- ・マツ材線虫病等の病虫害からマツを守るための対策を継続する必要がある。
- ・多くの来訪者が訪れる場所であり、落枝や倒木を防ぐ取り組みを継続する必要がある。
- ・多くの来訪者による踏圧からマツを守るため、土壌ほぐし等の取り組みを継続する必要がある。
- ・マツの生育に適した土壌を保つ方法について、調査や他の事例を参考に、順応的に管理していく必要がある。
- ・マツヘリカメムシのような海外でマツの生育に悪影響を与える外来生物の動向について、注視する必要がある。
- ・次世代の老齢大木を育成する必要がある。
- ・羽衣の松周辺以外では、現行年1回の下刈りを年2回に増やし、外来種からの生態系の保護と景観の改善をする必要がある。（駆除対象と保護対象のものを区別する必要がある。）
- ・補植マツの除伐が遅れている。相対密度65%を早期達成する必要がある。
- ・腐植層除去を進めるため、重機を用いた方法も検討する必要がある。
- ・来訪者、特に外国人観光客のための案内が不足している、という声がある。
- ・管理担当者不在の石碑等の安全管理について、確認する必要がある。
- ・市有地内の神社社殿と鳥居の土地占用と安全管理について、確認する必要がある。
- ・マツへの負荷が小さく、維持管理しやすい遊歩道の整備について、検討する必要がある。
- ・隣接する住宅地への越境枝、枯れ枝や松葉の落下、土砂流出について注意する必要がある。
- ・利用者のマナーを向上し治安の悪化を防ぐ方策について検討する必要がある。
- ・古い看板の撤去を計画的に進める必要がある。
- ・観光トイレの維持管理、必要に応じた修繕
- ・地域住民による公園愛護活動（清掃・保全活動）が行われているが愛護会が設立されておらず、補助を受けられていないため、今後の愛護会設立について検討する必要がある。
- ・ボランティア活動者を増加させるため、収集した松葉の運搬負担を軽減する方策について検討する必要がある。
- ・マツ以外の観光コンテンツも開拓したいという声がある。
- ・市有林として普通財産を所有する森林政策課が文化財課への移管を希望しており、管理形態について継続して協議していく必要がある。

理想の姿

老齢大木を積極的に保護し、見る人に感動を与え、安心・安全に散策できる松林

効率的な圃場運営が行われているとともに、活発な市民活動と有効に機能した市民協働のもと松の適切な保護・管理が永続し、松韻や海岸特有の植物を楽しみながら安心・安全に散策できる松林

【神の道、御穂神社の現状】

御穂神社境内には、本殿、舞殿、神馬の社、子安社の他に社務所と宝物殿があり、北側は清水南高校等の石碑や土俵が設置された「土俵広場」となっている。江戸時代から桜の名所として知られ、マツの他、サクラを始めとした広葉樹社林が管理されており、保安林、市保存樹林となっている。

神の道（市道塚間本村1号線）では、松の保護のため、昭和35年頃に松並木の中の車道を歩道とし、●年頃に石が敷かれたが、マツの生育への影響が懸念されたため、平成20年（2008年）度に木道が整備された。樹齢200～300年と推定されるマツが約200本生育している。自然更新の実生のほか補植したと思われるマツ苗が数本あり、外国産のマツもある。マツ材線虫病防除、倒伏対策、樹木診断は市文化財課が、倒伏や落枝の対応は清水道路整備課が、下刈と松葉かきは観光政策課の依頼により地域住民が、実施している。

過去の樹幹注入による形成層障害での樹皮欠損が多く見られたが、平成31年（2019年）に腐朽対策として傷を隠す事業を実施した。この形成層障害やシロアリの食害、腐朽倒伏の恐れのある大木の緊急伐倒を平成27、29年（2015年、2017年）に実施、樹木診断で倒伏の恐れがあると判断した大木●本の予防伐倒を平成30年（2018年）に実施し、平成31年（2020年）に大型苗を砂浜から移植した。平成29年（2017年）には、ワイヤーロープによる倒伏対策も行い、ワイヤーロープや支柱の状況を定期的に確認しながら、倒伏を未然に防ぐようにしている。

月2回の地域住民による草取りで、海浜植物を含む全ての草が除去されている。アスファルト舗装部分に落ちた松葉は、近隣住民がほぼ毎日回収し神の道の土部分に貯め、月2回の活動時に草とともに袋詰めしている。

降雨の後はチチアワタケ、ショウロの仲間などマツに適した土壤環境で多く見られるとされる菌根菌の子実体のほか、テングタケ、ベニタケの仲間など、富栄養な環境で多く見られるとされる菌根菌の子実体も見られる。切り株だけでなく生立木の根元や幹に、マツオウジやカワラタケなどの腐朽菌の子実体が多く見られる。

神の道は神社に参詣する人の参道ではなく、神事の際の神の通り道であり、日常時の利用方法について複数の意見がある。

御穂神社側の端に名勝三保松原の石碑が大正13年に設置されている。自治会、NPOによる歌碑が設置されているほか、企業による音声ガイドが運用されている。婚礼や七五三などのフォトスポットとしての活用も見られる。

バスツアー客は観光バス駐車場から神の道を通りみほしるべや羽衣の松を訪れるが、体が不自由なため神の道の途中で歩行を諦めるケースも報告されている。自家用車で訪れる者は、神の道を通行して羽衣公園駐車場に入場するが、駐車場混雑時は神の道が渋滞する。

課題

- ・マツに住宅が近接しており、倒伏予防措置を継続して行う必要がある。
- ・車道に挟まれ限られた植栽エリアの中で、どのようにマツを更新していくべきか、今後考えていく必要がある。

- ・現状手法が確立されていない生立木のシロアリ食害への対策について、検討していく必要がある。
- ・神の道松葉かきと草取りについて、近隣住民だけでは負担が重いので三保地区全体から活動に参加してほしいという声がある。
- ・毎日のように松葉かきをしているが回収は月2回で、松葉の山や袋詰めした松葉が目立ってしまうことを心配する声があり、対策を検討する必要がある。
- ・宮方1,2,3区の自治会員による神の道での月2回の活動（1世帯あたり年間2回程度の活動）について、参加者の範囲を広げて負担を軽減することを検討する必要がある。
- ・神の道（観光バス駐車場からみほしるべまで）において、足が不自由な人向けの、乗合タクシー等の移動手段について検討していく必要がある。
- ・羽衣公園混雑時の神の道の渋滞について、対策を検討する必要がある。

理想の姿

老齢大木を保護・管理しながら、安心・安全に住民が暮らし来訪者が散策できるエリア

○景観保全地区

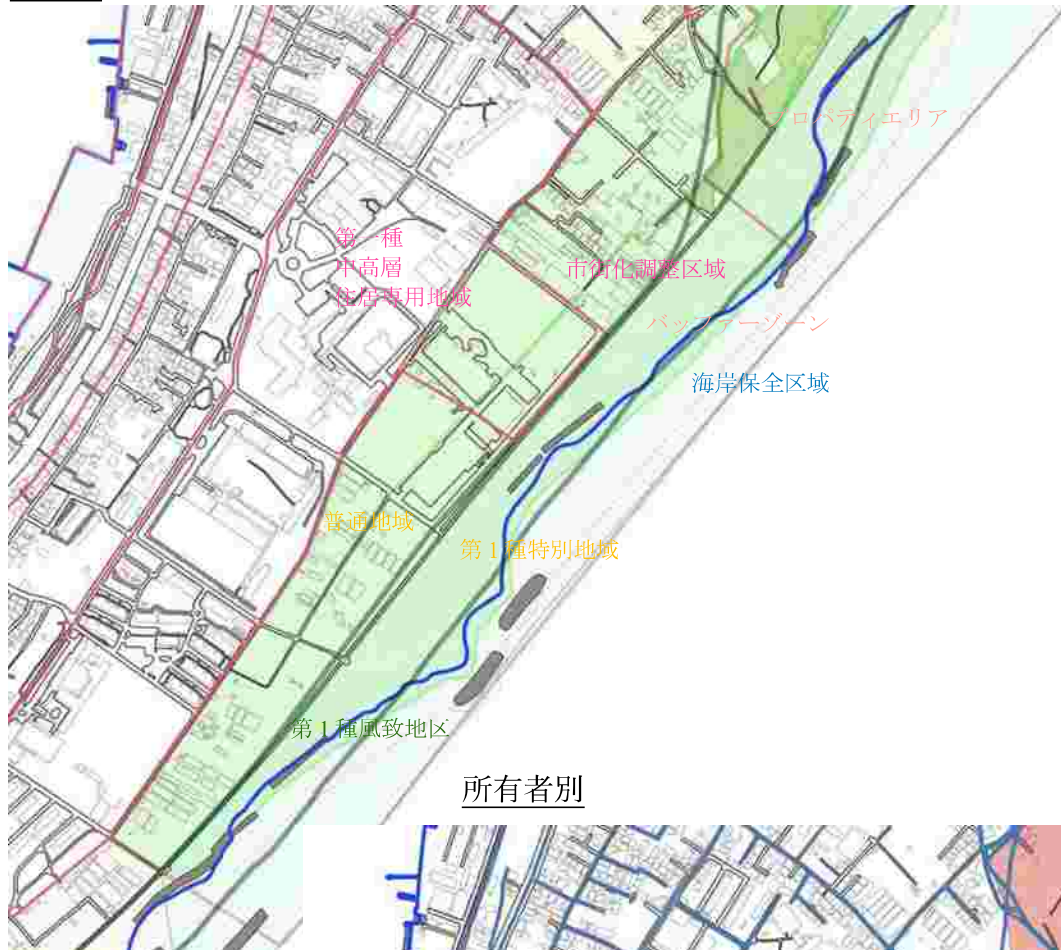
羽衣脇では約4haを対象に平成5年（1993年）から10年（1998年）にかけて三保羽衣脇土地区画整理事業が実施された。

神の道西側は、約23haを対象に平成16年（2004年）から令和2年（2020年）にかけて三保羽衣土地区画整理事業が実施され、三保松原町が新設された。

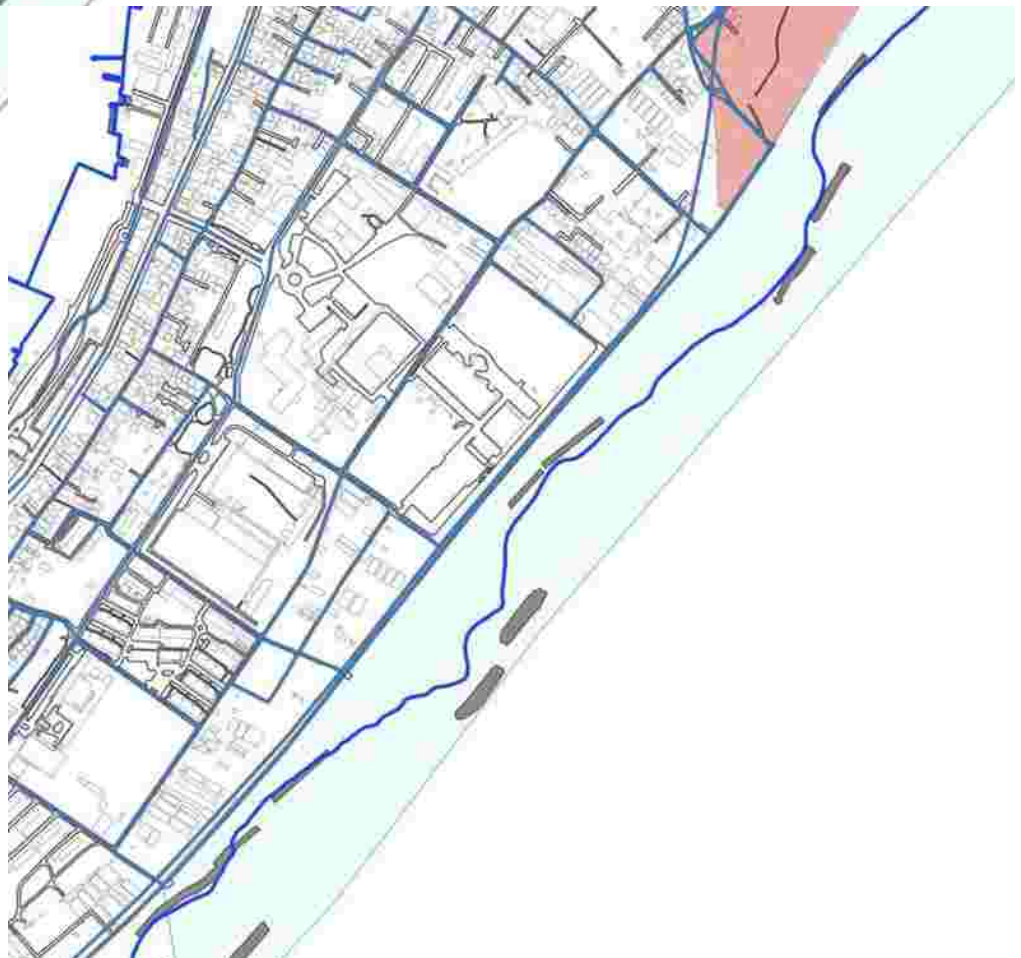
羽衣の松のふもとには、旅館や土産物店、駐車場があったが、その一部を公有地化し、世界遺産登録後の平成25年（2013年）12月にはごろも情報広場「みほナビ」が暫定的なガイドンスブースとしてオープンし、平成30年（2018年）11月にその役割を終えた。平成31年（2019年）3月にガイドンス施設静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」が開館し、年中無休入館無料で、約5年間で200万人以上の来訪者を迎えた。

羽衣の松は三保松原観光の中心地だが、現在公共交通機関のアクセスが便利でない。来訪者の多くは自家用車やバスツアーで訪れる。駐車場は、バス専用駐車場にバス22台（中小型4台含む）、羽衣公園駐車場に普通車173台、みほしるべ臨時駐車場に約100台の駐車スペースが確保されているが、初日の出や大型連休では駐車場に入場できない車両が周辺住宅街の道路に溢れる。

4-5 折戸
規制別



所有者別



現状

○砂浜保全地区

昭和 63 年（1988 年）からヘッドランドによる侵食対策を行っていたが、平成 19 年（2007 年）からは安倍川からのサンドバイパス養浜を実施している。

ヘッドランドのある海上技術短期大学校付近と八木地先付近では浜幅が広く、ハマゴウ、アメリカネナシカズラ等の海浜植物の群落が見られる。

折戸地区の自治会員及び東海大学による海岸一斉清掃がそれぞれ年 1 回行われている。地域住民からは、侵食対策としての消波ブロック設置を求める声がある。

海拔約 7m の防潮堤が自転車道として利用されている。自転車道に隣接して（仮称）市道羽衣海岸線の築造が進められている。

○景観保全地区

戦後、海岸に沿って部分的にマツが植栽されてきた。（仮称）市道羽衣海岸線の築造に伴い、移植、伐採、補植を実施しているが、生育があまり良くない状態である。緑地帯にはマツのほか海浜性の低木を植栽しているが、特定外来生物のオオキンケイギクやランタナ等の外来種も見られる。緑地帯の維持管理としての草刈が年 2 回程度実施されているが、年間通じて草やゴミが多い状態である。

東海大学キャンパス、清水三保第二小学校、瀬織戸神社敷地（保存樹林）には、多くのマツが植栽されており、名勝規制地区外含めマツ材線虫病防除のための薬剤散布を実施している。農地周辺にも垣根としてのマツが植栽されているが、薬剤散布を実施しておらずマツ材線虫病の被害が比較的多く見られるエリアとなっている。

第 1 種中高層専用住居地域には住宅のほか清水三保第二小学校、東海大学（幼少中高含む）、国立海上技術短期大学校、県立清水南高等学校（中等部含む）が連なり、一部の学校では、三保松原について学ぶ時間や、羽衣の松周辺で松原保全活動を行う時間を設けている。

市街化調整区域には、農地、住宅のほか、介護施設や養殖施設がある。

地域住民及び来訪者の利便性向上のため羽衣海岸線の早期開通を望む声が多い一方で、部分的な開通により周辺道路の通行量が増え、近隣の住民や通学児童生徒学生の安全を脅かしているという声がある。

課題

- ・限られた植栽エリアの中でのマツの更新方法について、検討する必要がある。
- ・半島先端部と比べて人の往来が多く治安が良いと考えられるが、緑地帯で定期的に活動する自治会や道路サポーターが不在であり、外来種の繁茂やゴミが多く見られる。道路開通後は三保松原の表玄関になることから、植栽帯を含む道路の保全・美化の強化（羽衣海岸線道路サポーターの設立、周辺の教育機関との連携）が求められている。
- ・外部からのマツ材線虫病侵入を阻止するためにも、重要なエリアである。

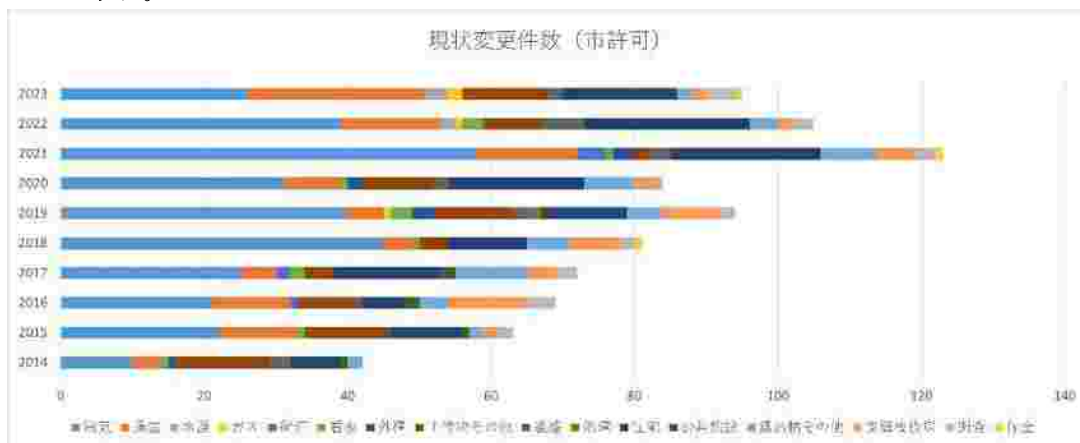
理想の姿

将来松並木となる幼木が健全に生育する環境緑地帯

三保松原に隣接した地域に相応しい落ち着いた景観のまちなみ

4-6. 現状変更許可申請の推移

平成 26 年（2014 年）度から令和 5 年（2023 年）度までの 10 年間の申請件数の推移をグラフに示す。



4-7. 諸法令

名勝三保松原地内での行為を制限するその他の法令等の適用の経緯を下記に示す。

項目	根拠法令	指定時期
保安林	森林法	明治 31 年（1889 年）1 月 1 日
三保久能海岸風致地区	都市計画法	昭和 8 年（1933 年）4 月 13 日
日本平・三保松原県立自然公園（平成 19, 30 年名称変更）	静岡県立自然公園条例	昭和 26 年（1951 年）3 月 6 日
高度公益機能森林	静岡県森林計画	昭和 57 年（1982 年）
世界文化遺産「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産		平成 25 年（2013 年）6 月 26 日
静岡市景観計画重点地区（三保半島地区、三保半島広告景観整備地区）	静岡市景観計画	平成 31 年（2019 年）4 月 1 日
静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン		令和 2 年（2020 年）4 月 1 日
海岸保全区域		
港湾隣接地域		

5 保全活用の基本方針

5-0 基本理念

「折戸から真崎、内浜に至るまでの名勝エリア全域で、三保松原に関わる人々が各自の役割を理解した上で、保全と活用に向けて協働し、多くの来訪者を迎える」



三保松原では平成 27 年（2015 年）策定の静岡市三保松原保全活用計画において「緑豊かな松原と美しい砂嘴、天空に聳える富士山が織りなす風致景観を未来に引き継ぐ」を基本理念として標榜し、保全活用に努めている。特に世界遺産登録後の 10 年間は、多くの観光客が訪れる羽衣の松周辺での行政主体の保全と活用に、重きが置かれてきた。令和 6 年（2024 年）からの 10 年間においては、折戸から真崎、内浜に至るまでの名勝三保松原全域で、行政や地域の土地所有者だけでなく、近隣のボランティアや企業、観光客など様々な関係者が連携しながら、美しく機能的な三保松原の持続可能な保全と活用を展開していく。

5-1 基本方針

上記の理念を実現するため、本計画は保全（保存管理）、活用、整備、運営の 4 つを柱とし、それぞれに基本方針を定める。基本方針に基づく措置は各章で述べる。

	基本方針
保全 (保存管理)	①松原での、徹底したマツ材線虫病対策の継続と、倒伏事故を防ぐための土地所有者による管理 ②砂浜の美化に向けた、管理者による発信強化と関係者間の認識の共有 ③名勝地内の景観保全に向けた、地域内連携の強化
活用	①三保松原の価値を普及し、誇り・愛着を醸成するイベント等の開催 ②来訪者を巻き込んだ、サステナブルツーリズムとしての保全活動の展開 ③松原の資源の新たな活用の展開
整備	①保全のための整備：砂浜と松原の保全、地域住民や来訪者の安全確保 ②活用のための整備：価値を伝える施設や鑑賞施設の維持管理 ③保全活用を下支えする地域づくりのための整備
運営	①名勝の各所有者が責任を持って行う、計画に基づく適切な保全 ②より多様な主体の参画を促す体制づくり

6 保全（保存管理）

保全という言葉には、現状維持だけでなく「現状維持のために対策を行う」という意味合いも含まれている。名勝三保松原の松原、砂浜、及び景観は人工物ではなく日々変化が生じる自然物であり、それを維持するためには日常的に手を加えながら良好な状態に保つ、すなわち「保全」する必要がある。

三保松原の文化財としての管理団体は静岡市である。しかし、名勝地内において、クロマツをはじめとした植物や生き物、建築物や工作物については、それぞれの土地の所有者が管理するのが原則であり、管理団体が維持管理するものではない。

6-1 基本方針

前章の保存活用の基本理念を踏まえて、以下の3点を保全の基本方針とする。

- ①松原での、徹底したマツ材線虫病対策の継続と、倒伏事故を防ぐための土地所有者による管理
- ②砂浜の美化に向けた、管理者からの発信強化と関係者間の認識の共有
- ③名勝地内の景観保全に向けた、地域内連携の強化

6-2 保全の方法

三保松原を、法令に基づき効果的に保全していくため、場所の特性に応じた地区分けを行い、地区ごとの現状変更の取扱基準、役割分担を示す。

(1) 地区の分類

海岸に連なる松原と、御穂神社及び神の道を松原保全地区、外浜の松原から海岸線までを砂浜保全地区、内浜及び松原に隣接する地区を景観保全地区と設定している。

(i) 砂浜保全地区（特別規制 A）

指定基準8の砂嘴に付いた砂浜であり、かつ砂浜からの富士山の眺望も、三保松原の本質的価値を構成する主たる要素である。全域が国有浜地で、静岡県が管理する。

(ii) 松原保全地区（特別規制 B）

指定基準3のクロマツの林であり、三保松原の本質的価値を構成する主たる要素である。御穂神社、羽車神社、東海大学を除き、市または国県の所有で、それぞれの土地の担当課が管理する。

(iii) 景観保全地区（第1, 2, 3種規制）

松原保全地区に隣接しており、名勝に相応しい風致景観を維持すべき区域であるが、ほとんどが民有地であることから地域経済社会の振興と発展に配慮することが必要である。

旧計画	本計画	所有者（管理者）
特別規制 A 地区	砂浜保全地区	静岡県
特別規制 B 地区	松原保全地区	国、静岡県、静岡市、法人
第1種規制地区	景観保全地区	国、県、市、法人、個人
第2種規制地区		
第3種規制地区		

(2) 地区ごとの保全の方法

(i) 砂浜保全地区

所有者である県が、保全に加え、市と協働して情報発信やボランティア支援を行う。特にこれからの 10 年は、管理者からの発信強化による利用者マナーの向上を目指す。

維持すべき現状	海浜植物の生育する黒礫の海岸に、白波が打ち寄せる風景が広がる。		
懸念	砂浜の侵食	景観の破壊	生態系の破壊
保全の方法	・ 侵食状況モニタリング ・ 養浜工事 ・ 防潮堤整備	・ 景観モニタリング ・ 景観改善工事 ・ ゴミの除去	・ 生態系モニタリング ・ 草刈り

(ii) 松原保全地区

所有者である市、県、国、法人等が、保全を行う。市文化財課が中心となり、情報発信やボランティア支援を行う。特にこれからの 10 年は、倒伏事故を防ぐための土地所有者による管理の徹底を目指す。

維持すべき現状	砂丘の上にマツ純林が連なり、下層植生が少なく砂地が見えている。		
懸念	松枯れや老齢化リスク	松原の衰退	生態系の破壊 (遷移の進行)
保全の方法	・ マツ材線虫病防除 ・ 危険木対策 ・ 老齢大木の長寿命化	・ 密度管理 ・ 後継樹育成	・ 松葉掻き ・ 下草刈り、つる除去

(iii) 景観保全地区

特にこれからの 10 年は、地域全体で景観を形成していく意識を醸成するため、地域内の連携強化を目指す。

維持すべき現状	名勝に相応しい落ち着いた雰囲気のある街並みが来訪者を迎える。		
懸念	松原や富士山の眺望を遮る大規模建造物	景観を害する色彩の建造物や工作物	生態系の破壊
保全の方法	都市計画法に基づく用途地域の高さ上限を遵守し、大規模な開発時は慎重な協議を行う。	市景観計画の景観形成方針にある色彩を遵守し、名勝に相応しい街並みとなるよう配慮する。	郷土種の植栽に努め、外来種が砂浜及び松原の生態系に影響を及ぼさないよう配慮する。

色彩	調整区域：田園・緑地景観ゾーン（市景観計画 景観形成方針） 市街化区域：住居系市街地ゾーン（市景観計画 景観形成方針）
高さ上限	第 1 種低層住居専用地域：10m 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域：16m 第 2 種住居地域、工業地域：19m

6-3 現状変更の考え方

現状変更とは、文化財に物理的作為的行為を加え、それを変更することを指す。

砂浜・松原保全地区では、原則として現状の変更は認められない。保全のための整備、人命の安全を確保するための行為はやむをえない現状変更として扱うが、現状を維持するための配慮が必要である。景観保全地区は生活や産業が営まれる地区だが、現状を変更する際は申請が必要である。

(1) 現状変更の許可権限

文化財保護法及び同法施行令に記載されている現状変更等の内容	許可権限
1.文化財保護法 第 125 条 ・現状変更（物理的作為的行為を加える行為） ・保存に影響を及ぼす行為（物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、将来にわたり支障を来す行為）	文化庁 長官
2.文化財保護法施行令 第 5 条 第 4 項 第 1 号 ・現状変更のうち、「重大な現状変更」以外のもの ・保存に影響を及ぼす行為のうち、「保存に重大な影響を及ぼす行為」以外のもの（市の教育委員会が処理する事務のうち、「名勝三保松原」に関連する事項に関するものを掲載） イ 小規模建築物 で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ハ 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修※2 又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） ニ 文化財保護法第 115 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な 施設の設置又は改修 ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これに類する工作物の設置又は改修 ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。） ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。） チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取（リ、ヌ、ルは天然記念物に関する記載） ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（市の教育委員会が定めている区域のうち当該市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等	静岡市 教育長
3.文化財保護法第 125 条 i) 維持の措置 ii) 非常災害のために必要な応急措置 iii) 保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微なもの	許可申請 不要

(2) 名勝三保松原における現状変更等の具体的な取り扱い
(網掛けは文化庁への申請が必要なもの)

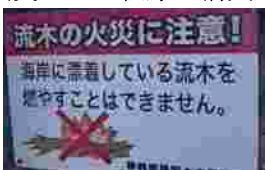
三保松原で想定される現状変更（例）		
認められない行為		・ 地面直置きソーラーパネルの設置 ・ 環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋立。
許可を得る 必要のある行為	砂浜・松原 保全地区 での 保全整備	・ 消波ブロックの設置、撤去 ・ 突堤、防潮堤の建設、解体 ・ 養浜工事 ・ 監視カメラの設置 ・ 倒伏の可能性のあるマツの伐倒 ・ 支柱、ワイヤー、柵の新設 ・ 腐朽対策
		・ 保全に係る施設等の簡易な修繕 ・ 保全のための研究調査に係る測定機器の仮設（砂浜・松原地区で1日以上のもの）
	砂浜・松原 保全地区 での 活用整備	・ 公園や防災等に係る公共施設の新設、撤去 ・ 保全を下支えする施設（飛行場等）の新設、撤去
		・ 活用に係る施設等の簡易な修繕 ・ 工作物（記念碑、案内板等）の設置、修繕、撤去 ・ 活用のためのイベント等に係る工作物の仮設（砂浜・松原地区で1日以上のもの）
	景観保全 地区での 整備	・ 大規模な施設の新設 ・ 築50年以上の建築物の撤去 ・ 建造物の新築、増築、外観の変更を伴う改修、除却 ・ 看板、標識、門扉、舗装等の工作物の設置と除却 ・ 生活、産業に支障を与える松の伐採 【良い感じの例を写真またはイラストで示す】

届出による対応で許可を必要としない行為	維持のための復旧	・松原への応急的な砂の補充 ・倒木の危機が迫るマツの緊急伐倒
許可・届出を必要としない行為	砂浜保全地区	・海岸漂着物（流木、海藻等）、ゴミの除去 ・草刈り ・砂浜の保全のための調査に係る試料の採取（小規模なもの） ※砂浜や景観の保全、自然公園の生態系に悪影響を及ぼす生物は、管理者が責任を持って除去する。
	松原保全地区	・下刈、蔓や蔦の除去 ・堆積松葉除去、土壌ほぐし ・枯れ枝、折れ枝、下枝の除去 ・幼木の除伐 ・異種樹木の伐採 ・補植 ・病虫害防除（薬剤散布、伐倒駆除、樹幹注入） ・樹木診断、モニタリング ・松原の保全のための調査に係る試料の採取（小規模なもの）
	景観保全地区	・建築物、工作物等の日常的な補修、清掃、外見の変更を伴わない修繕、破損時の応急措置等（同系色での塗替、同材での取替含む） ・作庭、耕作、収穫 ・農業に関わる簡易な工作物の設置と除却、小規模な客土 ・垣根の松、自然発芽した実生松、庭木の松、栽培目的の松の剪定、移植、伐採 ※景観や植生に影響を及ぼす生物は、管理者が責任を持って除去する。
	限定期間の行為	・1日以内の工作物の仮設
	非常災害時に必要な応急措置	・土嚢、案内板の設置 ・緊急車両仮設道の設置 ・堆積土砂、漂着物、倒伏木竹の除去 ・毀損又は焼失した建物や工作物等の撤去及び整地 ・撤去物の仮置き、毀損焼失建物の撤去整地

6-5 防災・防犯計画

三保松原は松原自体が防災施設としての役割を持つものであるが、松原において想定される自然災害や人為的災害への予防措置と被災時の対応等について、整理する。

(1) 防災

想定される被害	予防対策	事後対策
大雨・暴風による ・マツの倒木 それに伴う ・人的被害、財産の損壊 ・電線切断で生じた停電による、産業被害 	・幹や根株が腐朽や食害を受けているマツについては、所有者が常に監視し、状況に応じて支柱や支持ロープの施工、予防伐採を実施する。 ・電線、通信線を管理する電力会社等が定期的な巡視を行い、必要に応じて枝の剪定や危険木の伐採を行う。 ・地域住民や来訪者が腐朽や食害を感知した場合は、松林管理アプリ「三保まつしらべ」等で通報し、通報を受けた市文化財課がマツの所有者に注意を促す。	・倒木により、道路や電線、通信線の利用に障害が生じた場合には、感知した者が市役所の緊急窓口等に連絡し、各担当者が迅速な復旧作業を行う。 ・倒木が生活に影響を与えない場合でも、感知したものは松林管理アプリ「三保まつしらべ」等で通報し、通報を受けた市文化財課が現地確認を行う。倒木がマツ材線虫病に罹患していない場合でも、感染症の拡大を防ぐために、マツの所有者に対し迅速な処分を促す。
津波・高潮による ・浸水 ・土砂の流入 ・マツの根返り 	・養浜工事、突堤、防潮堤整備	・長時間海水に浸漬した松林については、真水の給水を行い、吸収根の分布震度範囲外に塩分を押し込む。土壌の塩分の状況をモニタリングし、除塩が完了するまで処理を継続する。 ・高潮等により根が露出した松林については、砂による埋め戻しを行う ・高潮等により土砂が流入し深植え状態になった松林については、原則処置を行わない。
火災による松原の消失 	・砂浜及び松原保全地区内でのレジャーのための火気利用は原則禁止する。 ・火気使用が必要な場合は、主催者が関係者と協議し許可申請を行う。	・火気を感知した際には、消防出動を要請する

(2) 防犯

三保松原のうち特に松原保全地区は、人目が少ないため、マツの伐採、盗撮、不法投棄等の犯罪行為が生じやすくなっている。

予防対策

- ・特に半島北部では街灯が少なく地域住民や通勤通学者から不安の声があがっているため、自治会が中心となって街灯の設置を検討する。
- ・道路周辺の草丈が高く視界の悪さが治安や交通への不安を増長しているため、道路周辺の整備体制を整える。

事後対策

(3) 被災時の対応

(i) 津波情報、警戒宣言

松原内への立入制限呼びかけ、一時避難～避難所への移動を互いに呼びかける。

(ii) 発災

(iii) 被災後の対応

(iv) 被災時の連絡体制



7 活用

活用とは、「そのものの性質・働きが十分に持続的に発揮できるように使うこと」と定義されている。

三保松原では、古くは松原の防災林機能、薪炭林機能が周囲の人々の暮らしに活用されてきた。防災林機能は現在も無くてはならないものだが、昭和30年代の燃料革命以降は松葉や枯れ枝が利用されなくなり、その結果、松原の持続的な保全が困難になっている。一方で、富士見の名所、観光地としての活用が近代以降大きく増加し、近年は環境保全や持続可能な開発の教育の場としても活用されている。今後も三保松原周辺に人々が暮らし続け、来訪者がその風致景観を觀賞し学び続けるために、活用の展開が必須である。

7-1 基本方針

- ①三保松原の価値を普及し、誇り・愛着を醸成するイベント等の開催
- ②来訪者を巻き込んだ、サステナブルツーリズムとしての保全活動の展開
- ③松原の資源の新たな活用の展開

7-2 活用の方法

(1) 教育の場としての活用

期待される効果	保全を支える人材の育成、関係人口の拡大
活用の方法	・三保松原の保全の啓発（みほしるべ展示、公式HP・SNS、講演会、教材配布、出前講座、イベント出展） ・教育、研究への協力（体験学習の受け入れ、調査・報告の場の提供） ・地域との連携（自治会、教育機関、ボランティア、企業、行政）
注意点	新規参画・継続しやすい仕組みづくり、

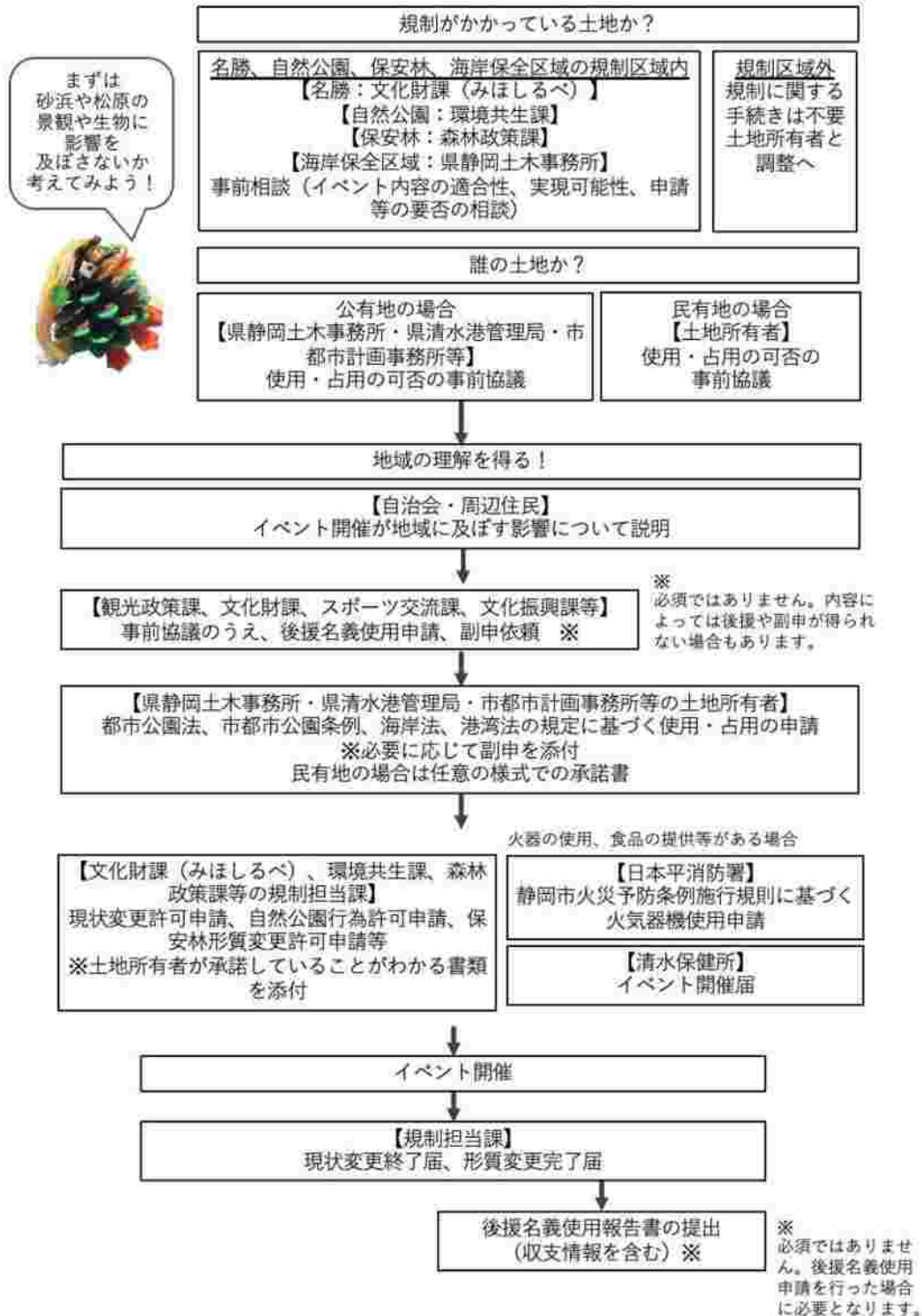
(2) 名所、観光地としての機能の活用

期待される効果	来訪者の増加、滞在時間の延長、観光消費額の増加
活用の方法	・三保松原の価値の発信（みほしるべ展示、公式HP・SNS、広告） ・觀賞環境の整備（散策路の修繕、休憩施設の整備、マップ・ガイドの多言語化、景観を阻害しない案内方法の検討） ・滞在環境の整備（周遊促進、飲食施設、宿泊施設、交通施設） ・来訪のきっかけづくり（イベント、他エリアと連携したプロモーション、ツアー事業者への働きかけ）
注意点	法に基づく規制、オーバーツーリズム（渋滞、ゴミ、治安）

(3) 未利用財産の活用

期待される効果	活用により生み出された収入の保全への充当
活用の方法	・保全で生じた落ち松葉、間伐材、海岸漂着物のアップサイクル ・未利用地の利用
注意点	法に基づく規制、所有者との調整、生態系・近隣住民・景観への影響

【三保松原でのイベント等開催時の手続きの流れ】



8 整備

三保松原の整備とは、その風致景観を保全し、適切に活用するために必要な手法のことである。保全のための整備と活用のための整備に大別することができるが、さらに、保全活用を下支えする地域づくりのための整備も必要である。

8-1 基本方針

- ①保全のための整備：砂浜と松原の保全、地域住民や来訪者の安全確保
- ②活用のための整備：価値を伝える施設や鑑賞施設の維持管理
- ③保全活用を下支えする地域づくりのための整備

8-2 整備の方法

整備の目的	方法（具体例）
砂浜保全	・海岸侵食対策（消波ブロック、突堤の整備、養浜） ・モニタリング監視カメラの設置
松原保全	・高潮対策（防潮堤の整備、養浜） ・マツ材線虫病対策（伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入） ・危険木対策（予防伐倒、支柱、ワイヤーの新設） ・老齢大木長寿命化対策（土壌ほぐし、腐朽対策） ・密度管理（除伐、間伐、補植） ・圃場運営
活用	・観賞のための施設（遊歩道、自転車道、サイン） ・価値を理解するための施設（みほしるべ、音声ガイド、WiFi） ・観光、滞在のための施設（公園施設、ホテル、キャンプ場）
保全活用の 下支え	・アクセスに必要な施設（道路、港湾、公共交通機関） ・産業（農業、養殖、スポーツ施設、飛行場）

☆飛行場の利活用計画について掲載予定☆

9 運営・体制

名勝三保松原の松原保全地区、砂浜保全地区の大部分は公有地であるが、景観保全地区はほとんどが民有地であり、地域住民の暮らしと密接に関わり、地域住民の手により手入れされ続けてきた性質を持つ文化財である。その保全・活用・整備を円滑に運営していくためには、行政と地域が協働する体制を確立することが必要である。また、文化財以外にも多くの規制があるため、関係機関との連携も重要である。

9-1 基本方針

- ①名勝の各所有者が責任を持って行う、計画に基づく適切な保全
- ②より多様な主体の参画を促す体制づくり

9-2 方法

(1) 関係者の役割

文化財の管理団体 (市文化財課)	・名勝を未来に引き継ぐための総合的な調整を行い、関係者との連携と協働を図る。 ・みほしるべを拠点に名勝の普及啓発を図る。 ・保全においては有識者と協力し現状変更の景観へ与える影響が最小限度となるよう努める。 ・活用においては、地域が主体的に考え実施する事業を適切で効果的なものにするための支援を行う。
土地の所有者・管理者 (国、県、市、法人、個人等)	・各地区の保全の方針に基づいて維持管理を行う。 ・行政機関は個票を作成し、財源の確保と計画的な進捗に努める。
各種規制の担当 (県、市)	・法に基づき三保松原の望ましい状況を維持するため、規制の周知に努めるとともに、整備の実施に対して適切な助言を行う。
公共施設の担当 (国、県、市)	・それぞれの地区の保全の方針及び活用の方針に基づいて維持管理を行う。 ・個票を作成し、財源の確保と計画的な進捗に努める。
(一財)三保松原保全 研究所	・公民の水平的協働を促進する。 ・個票を作成し、財源の確保と計画的な進捗に努める。
有識者	・三保松原保全活用計画推進専門委員会において指導助言を行う。 ・保全活用の推進に寄与する調査研究を進める。 ・研究成果の公開等による地域住民や観光客への普及啓発に努める。
地域住民	・三保松原の価値を理解するよう努める。 ・砂浜、松原、公園、植栽帯等、地域で利用する場所の環境整備に協力する。
関係者	・三保松原の価値及び本計画の内容を理解し、連携して名勝の保全活用に取り組む。
来訪者	・三保松原の価値を理解するよう努める。

(2) 個別事業管理票による事業進捗管理

三保松原の日常的維持管理も含めた保全活用事業について、個別事業管理票（個票）を作成し、市文化財課が全体調整を行う。必要に応じて個票の追加、削除を行う。

(3) 名勝三保松原保全育成連絡協議会での情報共有

年1回程度開催する名勝松原保全育成連絡協議会で地域住民の代表と関係者が集まり、個票に基づく保全活用事業の状況を共有し、三保松原の課題解決に努める。

名勝三保松原保全育成連絡協議会（案）

委員	オブザーバー
三保地区連合自治会（座長）	（一社）三保松原 3rings プロジェクト
折戸地区連合自治会	三保つるの会
三保ふるさと振興委員会	三保海浜マラソン実行委員会
三保地区まちづくり推進委員会	三保ビーチクリーンプロジェクト
三保名勝保存会	チームつながり
三保地区シニアクラブ連合会	三保コミュニティデザイン Labo
三保生涯学習交流館	三保内浜コンソーシアム
御穂神社氏子総代会	（株）エスパルス
羽車神社氏子総代会	東海大学
（公財）するが企画観光局	（一財）三保松原保全研究所
静岡商工会議所	
NPO 法人 三保の松原・羽衣村	

(4) 三保松原保全活用計画推進専門委員会からの指導助言

年1回程度開催する三保松原保全活用計画推進専門委員会で、市文化財課が個票の進捗状況を報告し、有識者から指導助言を受ける。

三保松原保全活用計画推進専門委員会委員名簿		
役職	氏名	所属
都市計画	川口 宗敏	静岡文化芸術大学名誉教授
景観・名勝	天野 光一	日本大学特任教授
文化・芸術	石上 充代	静岡県立美術館学芸課長
林政学	太田 猛彦	東京大学名誉教授
海岸工学	田中 博通	東海大学名誉教授
歴史	中村 羊一郎	静岡産業大学総合研究所客員研究員
観光戦略	山本 早苗	常葉大学准教授
自然・植物	湯浅 保雄	静岡植物研究会
オブザーバー	文化庁文化財第二課	
	静岡県 富士山世界遺産課、文化財課、森林整備課、河川企画課	
事務局	静岡市文化財課（三保松原文化創造センター）	
	（一財）三保松原保全研究所	

10 実施計画

今後10年間の保全・活用・整備・運営の基本方針に基づく取り組みを、実施計画として整理し、各取り組みの個別事業票を作成して計画的に進めていく。

10-1 個別事業一覧（案）

	保全にかかる事業	主体
1	清水海岸養浜事業	県河川企画課
2	清水海岸景観改善事業	県河川企画課
3	清水海岸防潮堤維持管理事業	県静岡土木事務所工事2課
4	清水海岸保全事業	県静岡土木事務所維持管理課、 県河川海岸整備課
5	三保内浜保全事業	県清水港管理局
6	松林保全技術支援事業	県森林整備課
7	マツ材線虫病対策事業（県有林）	県中部農林事務所森林整備課
8	県有林 保安林機能強化事業	県中部農林事務所治山課
9	マツ材線虫病対策事業（県有林以外）	文化財課
10	三保市有林・神の道リスク軽減事業（老齢大木 樹勢回復、危険木対策）	文化財課
11	三保市有林松原再生事業（下刈、間伐）	文化財課
12	三保松原保全再生化事業（圃場運営事業）	文化財課
13	三保まつしらべを用いた松林管理事業	文化財課
14	（一財）三保松原保全研究所支援事業	文化財課
15	三保松原保全再生技術確立事業	（一財）三保松原保全研究所
16	三保松原内国有農地維持管理事業	県農地利用課
17	三保松原内国有地維持管理事業	文化庁、東海財務局、文化財課
18	三保松原内公園維持管理事業（羽衣、羽衣脇、 天人森、羽衣東、清水三保海浜）	都市計画事務所
19	三保松原内緑地帯整備・維持管理事業	公園建設管理課 都市計画事務所
20	三保松原内市道維持管理事業	清水道路整備課
21	三保松原保全活動支援事業	文化財課
22	三保松原保全普及啓発事業	文化財課
23	三保松原環境整備事業（一斉清掃、松葉かき）	三保名勝保存会、折戸地区連合 自治会、学校、及び各団体
24	エスパルス社会連携事業	（株）エスパルス
25	キャンパス周辺保全事業	東海大学
26	三保半島景観まちづくり支援事業	景観まちづくり課
27	三保街道の景観向上事業及び街路事業	道路計画課、道路保全課 清水道路整備課
28	自然公園管理事業	環境共生課
29	三保松原内不法投棄対策事業	廃棄物対策課
30	三保松原内動物対策事業	動物愛護センター

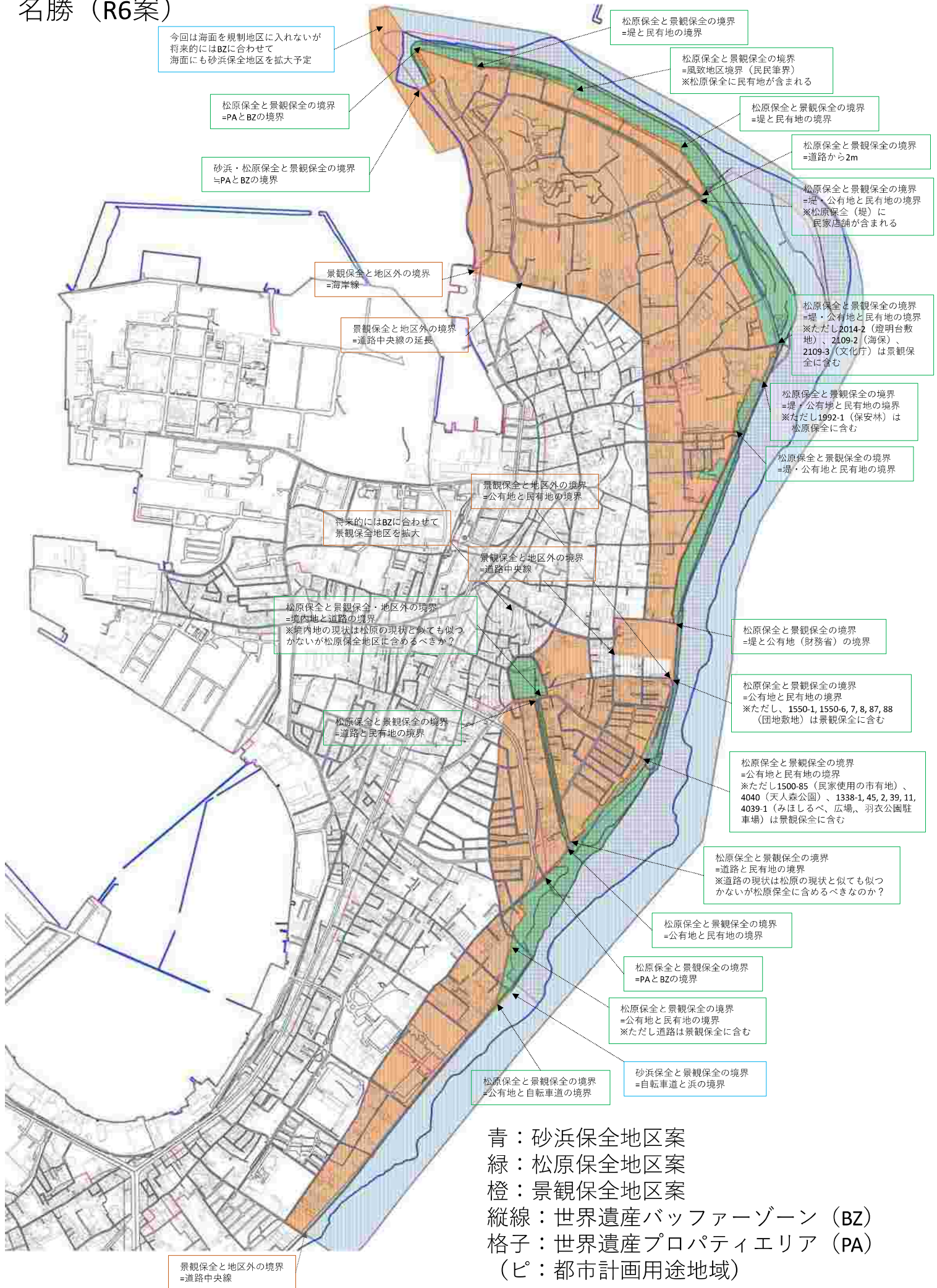
	活用にかかる事業	主体
1	三保松原文化創造センター運営事業	文化財課
2	観光バス駐車場維持管理事業	観光政策課
3	三保半島観光トイレ維持管理事業	観光政策課
4	三保半島観光案内看板・標識維持管理事業	観光政策課
5	三保市有林・神の道遊歩道維持管理事業	観光政策課
6	太平洋岸自転車道等整備事業	道路保全課
7	(仮称) 羽衣海岸緑地整備事業（整備終了部分は維持管理に移行）	清水道路整備課
8	三保棧橋整備事業	清水港管理局
9	三保飛行場利活用事業	BX 推進課
10	三保内浜活性化事業	BX 推進課、県清水港管理局、三保内浜コンソーシアム、三保地引網保存会
11	清水灯台利活用事業	清水海上保安部
12	未利用地利活用事業	住宅政策課
13	三保松原回遊性向上策事業	観光政策課 するが企画観光局
14	清水区観光ボランティア養成支援事業	観光政策課
15	三保松原魅力発信事業	清水区地域総務課
16	日本遺産	観光政策課
17	世界文化遺産富士山保全活用事業	県富士山世界遺産課
18	日本平文化観光推進事業	県文化政策課 まちは劇場推進課
19	みほしるべ土曜市場開催事業	三保コミュニティデザイン Labo
20	三保海浜マラソン開催事業	三保海浜マラソン実行委員会
21	三保松原キャンドルナイト 「あかり ともる よる」開催事業	あかりともるよる 実行委員会
22	羽衣まつり開催事業	羽衣まつり運営委員会
23	羽衣の舞継承事業	羽衣の舞保存会
24	羽衣ルネッサンス構想の提言と 天のはごろもプロジェクト	NPO 三保の松原・羽衣村
25	クルーズ船歓迎事業（折り紙体験）	天女の会

10-2 実施計画の進捗管理

三保松原保全育成連絡協議会で進捗を報告し、三保松原保全活用計画推進専門委員会で進捗に対する助言を得る。

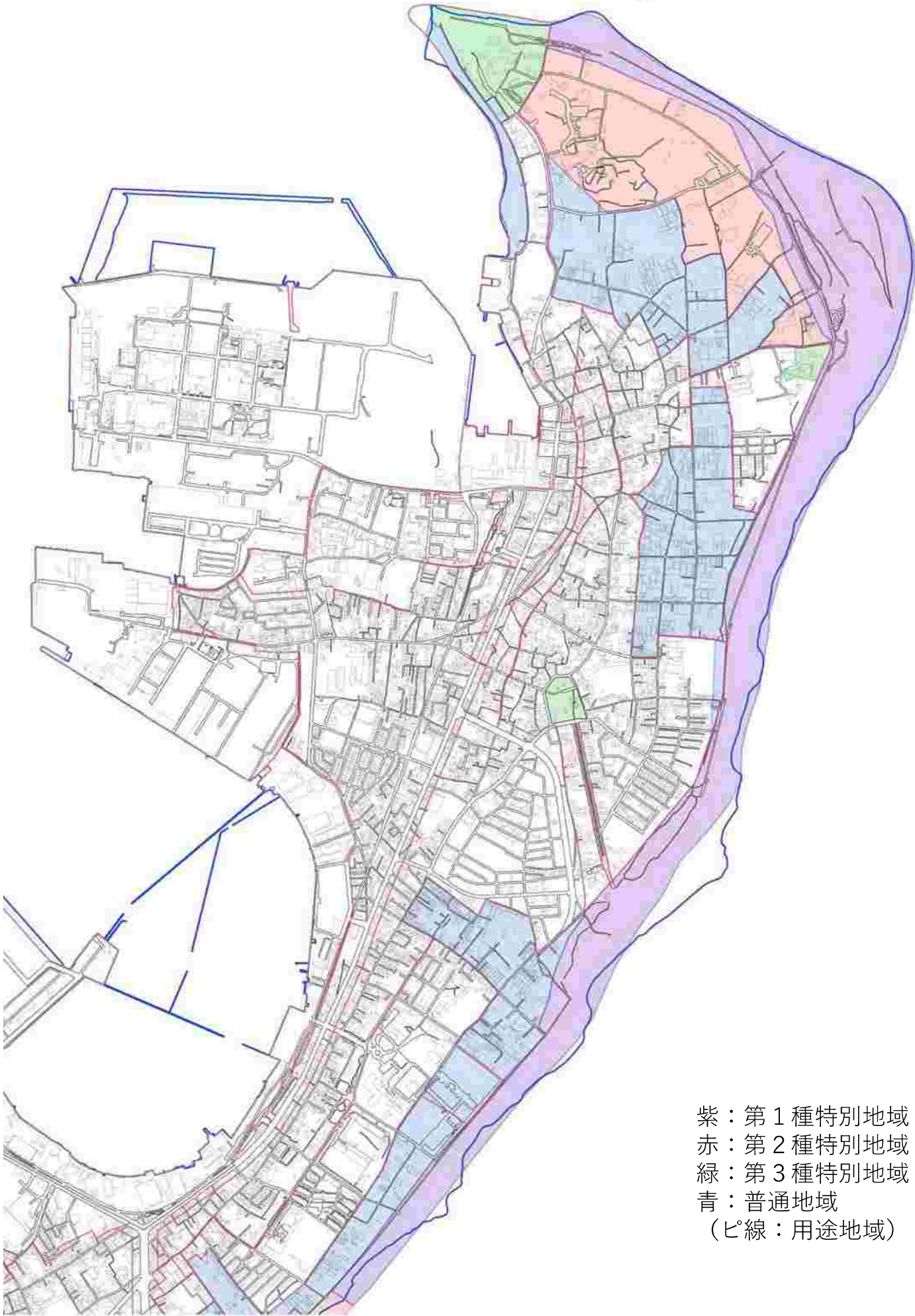
なお、個票の項目は毎年の進捗状況や社会情勢を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直すこととする。

名勝 (R6案)



各種規制





紫：第1種特別地域
赤：第2種特別地域
緑：第3種特別地域
青：普通地域
（ピ線：用途地域）

所有者別

